

平成30年11月1日

長崎市長 田 上 富 久 様

長崎市議会議長 五 輪 清 隆

環境経済委員長 馬 場 尚 之



クレーンハーバー長崎ビルへの企業誘致に係る申し入れについて

環境経済委員会における決算審査において、第105号議案「平成29年度長崎市一般会計歳入歳出決算」のうち、第7款商工費 第1項商工費 第2目商工振興費、企業立地推進費、出島地区オフィスビル建設事業費貸付金の審査を行いました。

当該事業は、県市が無利子で建設資金の貸付を行い、(公財)長崎県産業振興財団が「クレーンハーバー長崎ビル」として整備し、平成29年12月に完成しました。

しかしながら、現在、5つのフロアがある中で1つのフロアにのみ企業が入居し、来年1月に1つのフロアに新たな企業の入居が予定されているものの、それを含めても3つのフロアが空いている状況です。

長崎市議会においては、これまで、クレーンハーバー長崎ビル建設について、平成28年2月定例会に、財団への貸付金に係る債務負担行為を計上した「平成28年度長崎市一般会計補正予算(第1号)」は可決したものの、長崎市への企業立地をさらに促進することなどを目的として提案された「長崎市企業立地奨励条例の一部改正について」は、長崎県産業振興財団を対象とした条例改正としか考えられないことから否決しております。その後、平成28年9月定例会に、財団以外にも民間において補助対象事業が生じたことから、再度「長崎市企業立地奨励条例の一部改正について」が提案され、可決したところです。

これらの議案審査の経過において、理事者からは、長崎市内においてオフィス系企業の立地が進む中、複数の誘致案件を抱えているにもかかわらず、既存のオフィスビルが不足しており、これらの誘致案件を逃さないためにも早急にオフィスビルの整備が必要であるとの説明がなされております。議会としましても、この説明を受け企業誘致に対する市の強い思いをうかがえたことから本議案を可決したところです。

しかしながら、現時点においても3フロアが空いている状況であることから、今回の決算審査において、再度本件に係る質疑を行いました。理事者側からは、貸付金返済の猶予期間3年のうちに全フロアを埋める旨の答弁はあったものの、市として真摯に企業誘致に取り組んでいるのか疑問を持たざるを得ません。

よって、市長におかれては、建設計画当初の目的を果たし、長崎市の経済活性化を図るためにも、長崎県や長崎県産業振興財団と十分連携しながら、出島地区オフィスビル建設事業費貸付金の返済が始まる2021年度までには全フロアへの入居企業を確定するよう、強く申し入れいたします。